

## この異物 何だろう？

先月のことです。ある食品メーカーが製造した商品に異物が混入していたとして、新聞にお詫び広告が掲載されました。記事によると異物は生産ラインの一部から剥離したアルミニウムの金属小片で、メーカー側は該当する生産ラインで製造された商品を全て自主回収するとのことでした。

食品衛生法では、「異物の混入により、人の健康をそこなうおそれがある食品は販売してはならない」とされています。食品に混入した異物の全てが有害なものとは限りません。しかし、その存在は生産過程になんらかの問題があったことの証拠ではないでしょうか。消費者はより安全で衛生的な食品を求めています。

当所には、食品メーカーから『食品に混入した異物が何であるか』の鑑別依頼の検体が持ち込まれます。これらは小さなものばかりですが、異物の正体は、石、陶器、ガラス、鉄錆、ステンレス、合成樹脂、合成繊維など実に様々です。なかには歯の治療に用いられる金属の塊もあります。いずれも意図せずどこからか混入したと考えられるものですが、異物の中には、商品の保管中に原材料から自然発生したと考えられるものもあります。一夜漬け用のぬか床の中にガラス片のようなものがあると持ち込まれた異物は、添加したブドウ糖の結晶でした。

ひとたび消費者から異物の苦情が生じるとメーカー側はその対応に追われることが予想されます。同じことが起こらないようにするために、また、消費者へ適切な情報提供をするためにも、その異物が何であることを明らかにすることはとても重要です。

異物でお悩みの際は、当所にぜひご相談ください。